

## 資格者証について

### 1 様式

別紙のとおり。A 4 版の両面とするが、片面 2 枚となっても差し支えない。  
「暫定被保険者証」という名称にすることは差し支えない。

### 2 交付

資格者証は、被保険者が要介護認定申請を行い、市町村から、認定結果が通知されるまでの間に、被保険者に対し交付する暫定的な被保険者証であり、その取扱いは被保険者証に準じて行われる。

ただし、有効期限を経過した資格者証については、回収することを要しない。

### 3 有効期限等について

資格者証の有効期限は市町村が任意に定める。  
標準的な運用は以下のとおりとする。

#### (1) 新規申請の場合

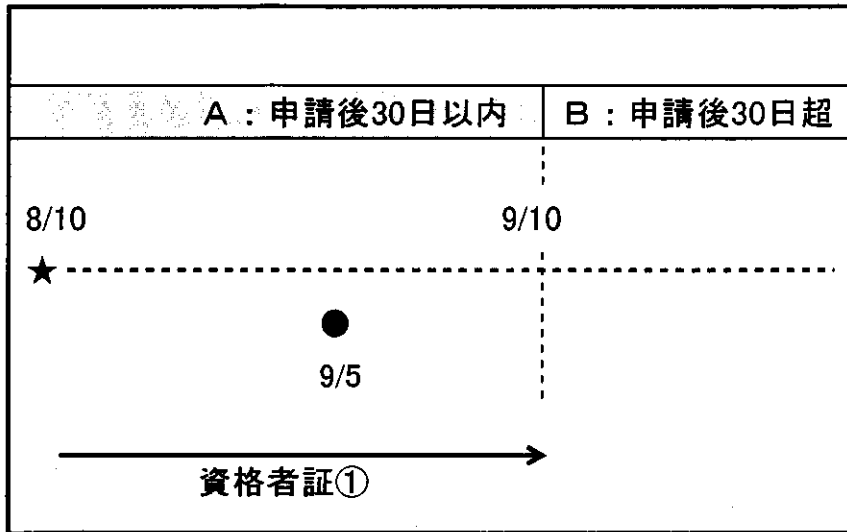
- I 要介護認定の決定を申請から 30 日以内に行うことから、有効期限を要介護認定申請日から 30 日とした資格者証①を交付する。
- II 申請日から 30 日を超えて要介護認定を行う場合、認定の処理見込みの期間を記載した延期通知書を交付する。また、有効期限をその処理見込みの期間とした資格者証②も交付する。

#### [処理パターンの例]

申請から処理までの期間
A : 申請後30日以内
B : 申請後30日超

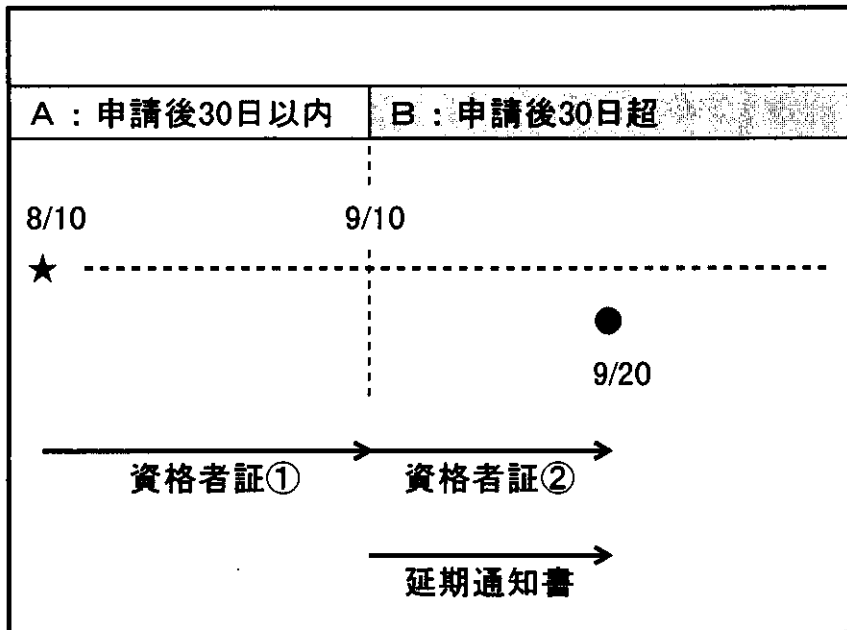
★ : 申請日   ● : 決定日

1. Aの場合



資格者証①：有効期限は認定申請日から30日

2. Bの場合



資格者証①：有効期限は認定申請日から30日

延期通知書：処理見込期間を記載して9/10までに交付

資格者証②：有効期限を処理見込み期間の終期として9/10までに交付

(2) 更新（区分変更の場合も含む。以下同じ。）申請の場合

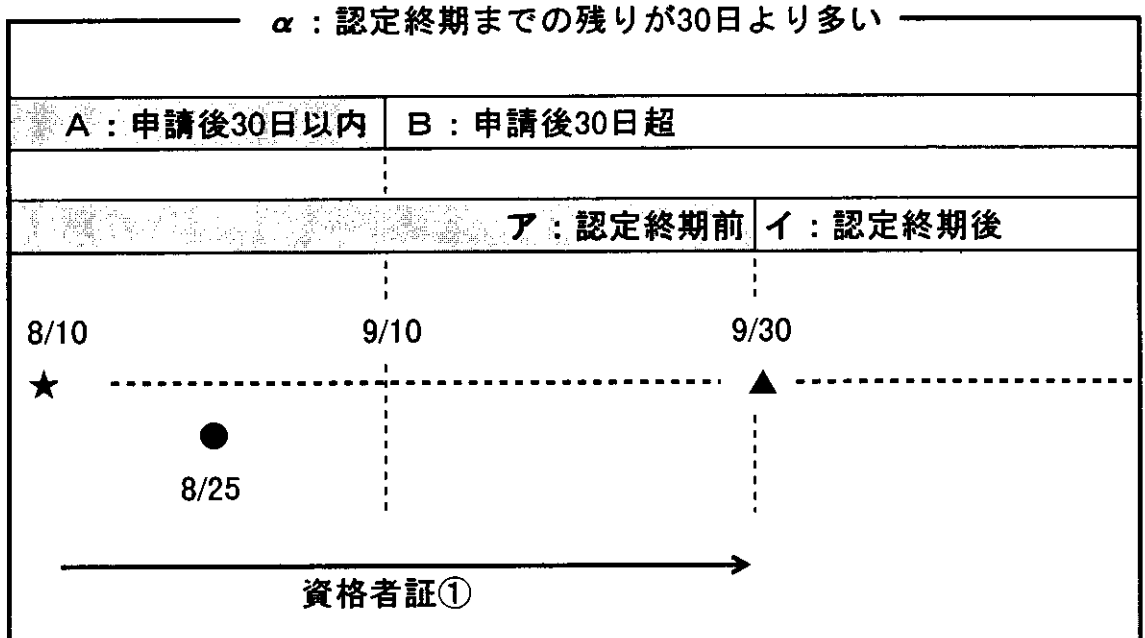
- I 有効期限を更新認定申請日から30日とした資格者証①を交付する。ただし、申請日から従前認定の終期までの期間が30日を超える場合は、従前認定の終期を有効期限とした資格者証①を交付する。
- II 申請日から30日を超えて更新認定を行う場合、認定の処理見込みの期間を記載した延期通知書を交付する。
- III 認定の処理見込み期間中に資格者証①の有効期限が切れてしまう場合には、認定の処理見込み期間を有効期限とした資格者証②を交付する。

[処理パターンの例]

更新認定申請の時期	申請から認定までの期間	認定決定の時期
$\alpha$ : 認定終期までの残りが30日より多い	A : 申請後30日以内	ア : 認定終期前
$\beta$ : 認定終期まで30日以内の時点で申請	B : 申請後30日超	イ : 認定終期後

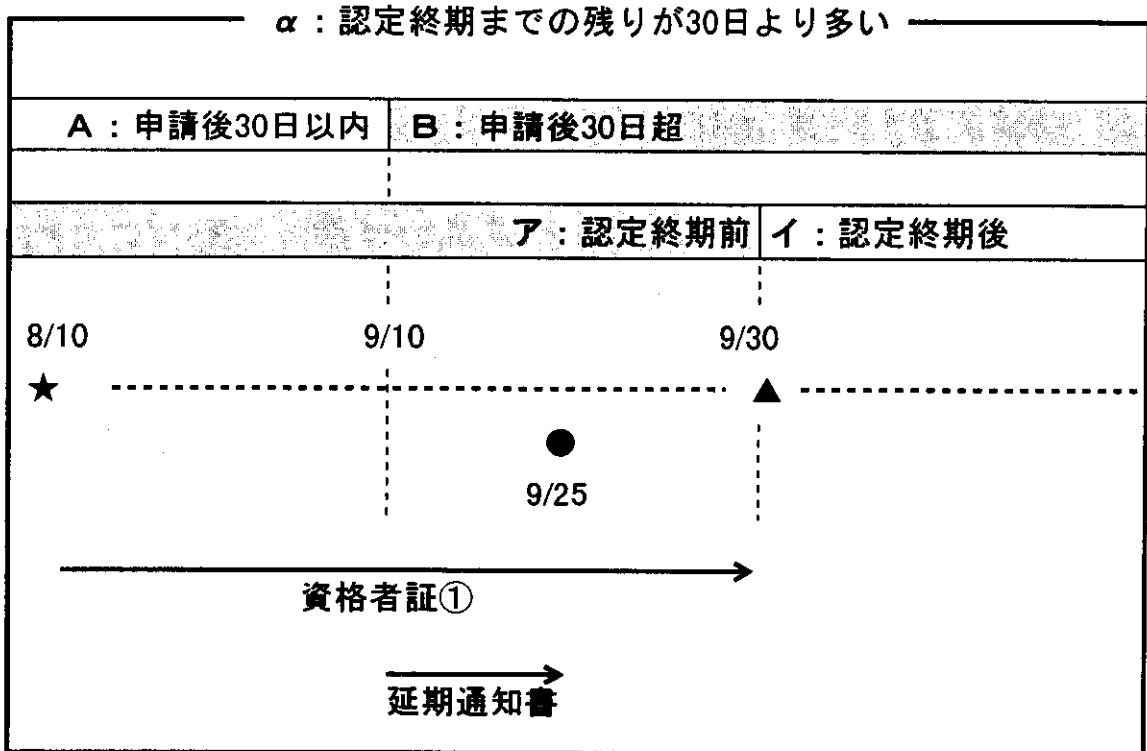
★ : 申請日      ● : 決定日      ▲ : 認定終期

1.  $\alpha$ -A-ア の場合



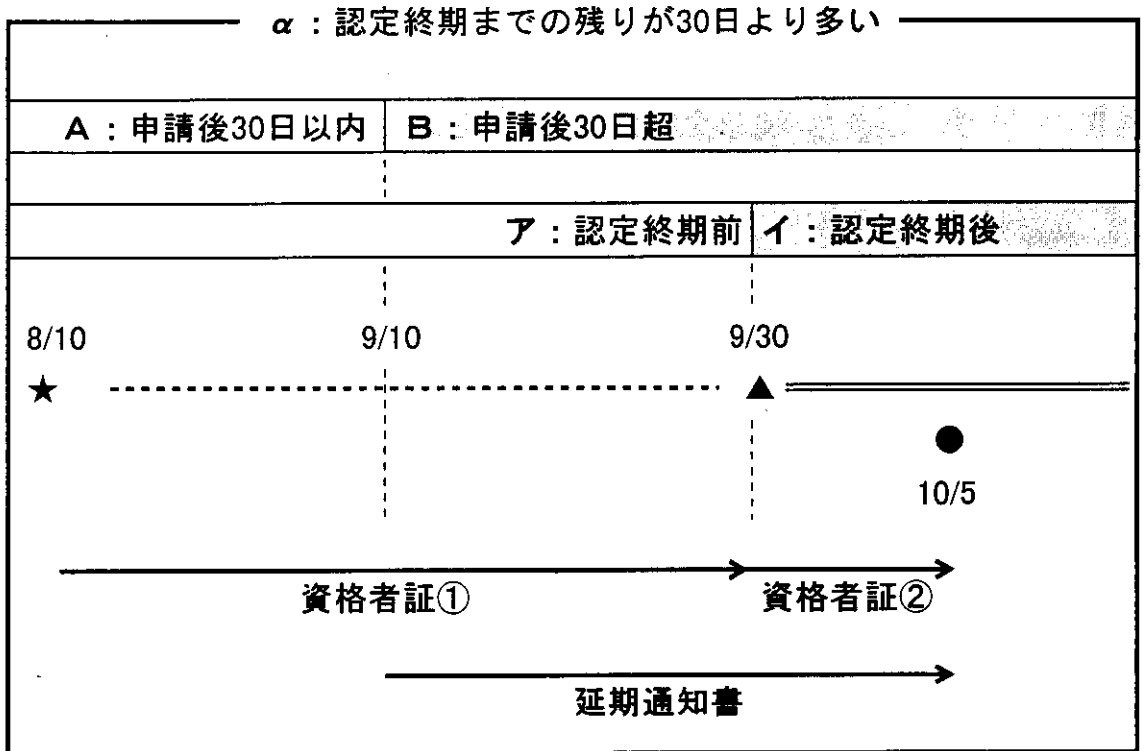
資格者証① : 有効期限を従前認定の終期（9/30）として8/10に交付

2. α-B-A の場合



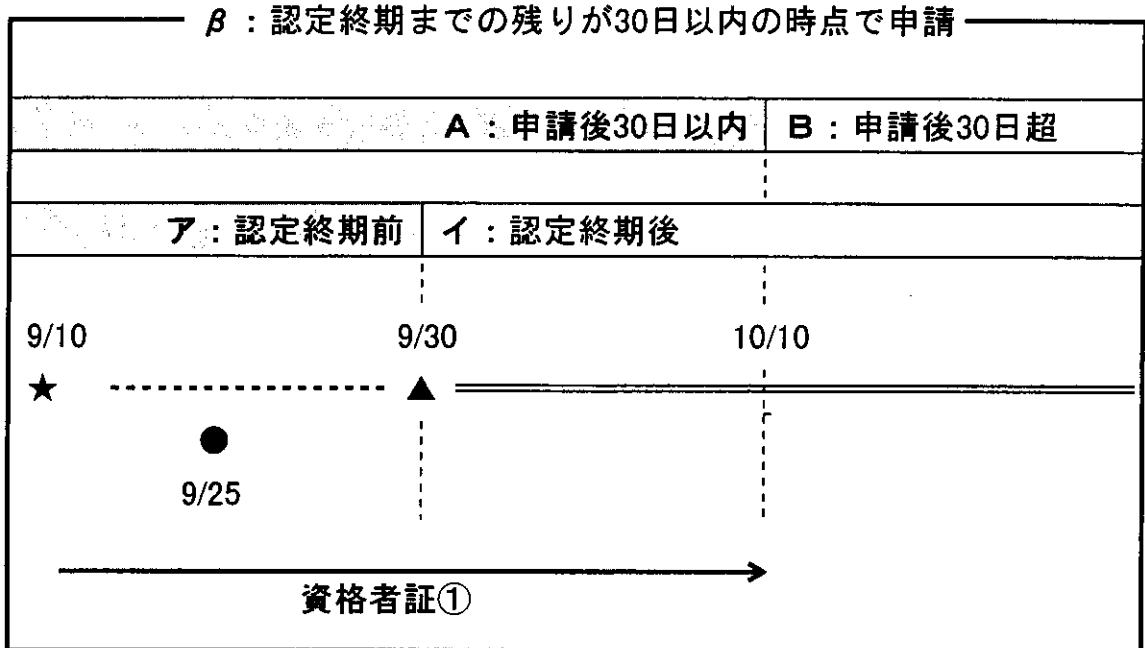
資格者証① : 有効期限を従前認定の終期 (9/30) として8/10に交付  
 延期通知書 : 処理見込期間を記載して9/10までに交付

3. α-B-イ の場合



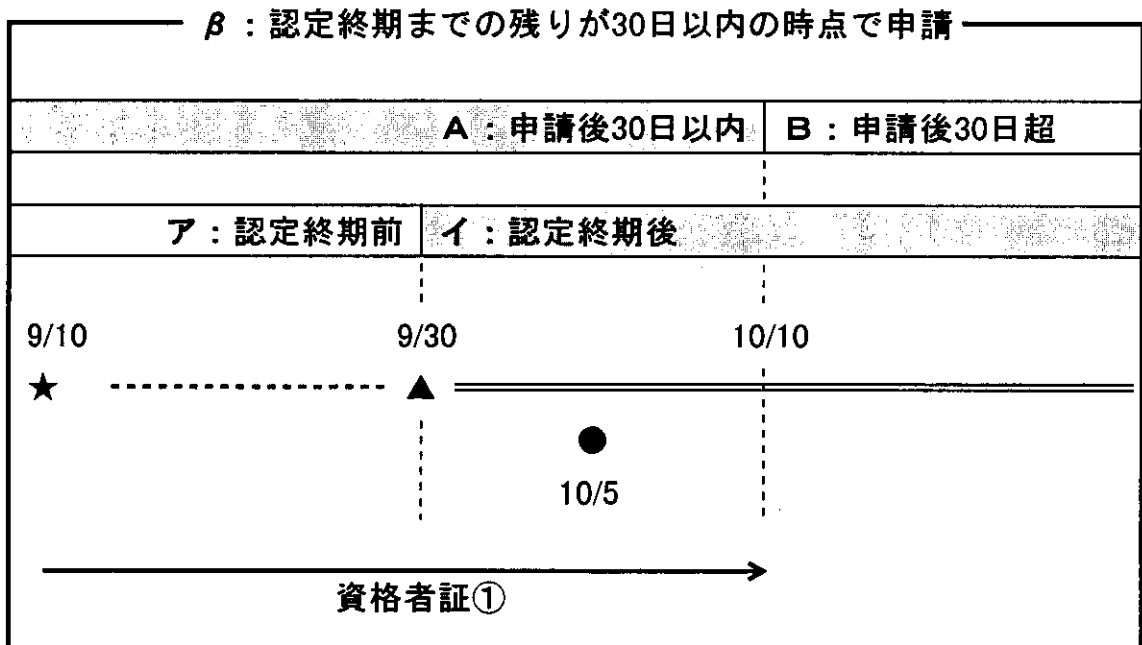
- 資格者証① : 有効期限を従前認定の終期 (9/30) として8/10に交付
- 延期通知書 : 処理見込期間を記載して9/10までに交付
- 資格者証② : 有効期限を処理見込期間の終期として9/30までに交付  
(要介護状態区分等欄は空欄)

4.  $\beta$ -A-ア の場合



資格者証① : 有効期限は認定申請日から30日

5.  $\beta$ -A-イ の場合



資格者証① : 有効期限は認定申請日から30日



**介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)**

有効期限		平成 年 月 日	
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	明・大・昭 年 月 日	男・女
	交付年月日	平成 年 月 日	
要介護状態区分等		認定年月日	平成 年 月 日
認定の有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
訪問通所(院)サービス (うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額		
	平成 年 月 日~平成 年 月 日 1ヶ月あたり		
	サービスの種類	種類支給限度基準額	
短期入所サービス	区分支給限度基準額		
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
認定審査会の意見等			
給付制限	開始年月日	平成 年 月 日	
	終了年月日	平成 年 月 日	
	開始年月日	平成 年 月 日	
	終了年月日	平成 年 月 日	
居宅介護支援事業者名 ・事業所名	届出年月日	平成 年 月 日	
居宅介護支援事業者名 ・事業所名	届出年月日	平成 年 月 日	
介護保険施設等	種類	入所年月日	
	名称	退所年月日	
	種類	入所年月日	
	名称	退所年月日	
保険者番号並びに 保険者の名称及び印			

裏面に注意事項を記入

(A4)



### 注意事項

- 1 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 2 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 3 病院、診療所、介護老人保健施設又は訪問看護若しくは訪問リハビリテーションを行う事業所から介護サービスを受ける場合は、この証に老人保健の健康手帳を添えて、事業者又は施設へ提出してください。
- 4 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用（入院又は入所時に食事に要する費用を除く。）の二割です（居宅介護支援サービスの利用支払額はありませぬ）。また、入院又は入所時における食事に要する費用については、一日につき定額の標準負担額となります。  
ただし、在宅サービスについては、居宅介護支援事業者へ介護サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村へ届け出るか、自ら介護サービス計画を作成し、市町村へ届けた場合に限りませぬ。これらの手続をしない場合は、給付は市町村からの事後払い（償還払い）になります。
- 5 居宅サービスには給付の限度額が設定されます。
- 6 認定審査会の意見欄に記載がある場合は、記載事項に留意して下さい。また、利用できるサービスの指定がある場合は、当該サービス以外は給付を受けられませぬ。
- 7 死亡、転出等により、被保険者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を市町村へ返してください。
- 8 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村へその旨を届け出て下さい。
- 9 資格者証の有効期限を経過したときは、この証を使用することはできません。
- 10 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けませぬ。
- 11 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、給付を市町村からの事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を三割とする措置（給付額減額）等を受ける場合があります。

※ この様式は、被保険者証の様式の確定前のものであり、今後被保険者証の様式の確定に伴い変更があり得る。